

死因究明等に関する課題と取組（令和3年度第1回鹿児島県死因究明等推進協議会）

団体名	死因究明等に関する課題	課題に関するこれまでの取組実績	課題に関する令和3年度取組予定
①死因究明等に係る人材の育成等			
鹿児島大学	死因究明等に係る人材は、大きく(A)医師、歯科医師等、(B)警察・海上保安庁職員に大別され、それぞれの人材の育成、増員並びに資質の向上を図る必要がある。	(A)に対する取り組み ① 法医学・歯科法医学・法中毒学等の死因究明に係る分野を志す者を増やすべく、医学部・歯学部講義の際に死体検案や法医解剖の見学を促し、実際に解剖では1解剖あたり平均3名の見学者がみられた。また、自主研究（選択）のカリキュラムを利用して、通年、分野に配属される学生を確保した（医学科3年2名、医学科5年2名）。 ② 医師である大学院生（博士課程）1名の入学決定。 ③ 第8回死体検案・身元確認業務等研修会にて特別講演（演題名：令和2年度検視・検案における留意事項－新型コロナウイルス、虐待、異状死体届について）を行った。 ④ 日本医師会主催の死体検案研修会（上級）に講師として参加。令和2年度は、COVID-19の影響でオンライン配信講義（講義内容：児童虐待）を実施した。 (B)に対する取り組み ① 検視を行う警察官、海上保安官、陸上自衛官を対象とした検視実務専科（県警主催）において、本分野教員2名が中心となり講義を担当（全23講義中14講義）。 ② 海上保安庁から1年間にわたって研修生（科目等履修生）1名を受け入れ、専門的知識・技能を指導。	(A)に対する取り組み ① 解剖見学希望学生（医学科・歯学科）のグループLINEを作成して、頻繁に解剖見学を斡旋することで学生の興味を継続させて、新たに法医学・法歯学分野を志す者を増加させる。特に、来年度より開始する基礎研究医養成プログラム（文科省）に医学科6年が登録するように斡旋する。 ② 今後、離島でのいわゆる「看取り」を見据えて、看護学科での法医学講義（フォレンジック・ナーシング）を検討する。 ③ 死体検案・身元確認業務等研修会、死体検案研修会（上級）については本年度も継続。 (B)に対する取り組み ① 検視実務専科は本年度も継続して実施（R3.6月実施済）。陸上自衛官については、機関単独での開催も検討している。 ② 海上保安庁からの研修生も継続して受け入れ中である。
県医師会	・平時における死因究明や身元確認の捜査協力や大規模災害発生に際し、関係機関が相互に綿密な連携を保ちながら情報連絡・伝達、被災者の身元確認等が迅速かつ適切に行われるよう従事する人材の育成及び資質の向上を図る必要がある。	・死体検案・身元確認業務等研修会（H25～共催：県警・海保・歯科医師会・医師会）を開催した。昨年度に引き続き10会場にweb中継し参加者は226名。	・今年度も死体検案・身元確認業務等研修会を実施し、検案医の資質向上・育成を図る。 （警察や海上保安庁の取扱事例や、死亡時画像診断を実施した事例の紹介等含む） ※新型コロナウイルス感染症の影響も鑑み、開催方法について検討中。
県歯科医師会	平時の事件・事故にかかわる身元確認業務に関しては警察歯科医が主に担当しておりますが、大規模災害時の身元確認業務は、歯科医師会会員全員が担当することになっておりますので、相応の知識と技術取得のための机上の研修会だけでなく実習を兼ねた、しかも警察や海上保安庁との連携を確認する実地研修の充実が望まれます。	第18回警察歯科医会全国大会をWebにて開催。 特別講演 ：「桜島の大規模噴火に備えて」 井口正人（京都大学防災研究所火山活動研究センター長・教授） 基調講演① ：「桜島大噴火災害はなぜ想定外となりうるのか？」 吉原秀明（鹿児島市立病院救命救急センター長） 基調講演② ：「多職種連携で繋ぐべきこと」 斉藤久子（千葉大学大学院医学研究院法医学教室 准教授） シンポジウム ：「災害救援活動（受援と支援を繋ぐ切れ目のない支援を目指して）」 座長：柳川忠廣（公益社団法人日本歯科医師会 副会長） 助言者：吉原秀明（鹿児島市立病院救命救急センター長） シンポジスト：鹿児島南警察署 所長 今村勝志 鹿児島市危機管理局 危機管理課 課長 児玉博史 公益社団法人鹿児島県看護協会 前専務理事 原田ケイ子 公益社団法人鹿児島県歯科医師会立 口腔保健センター長 上橋陸海 ミニレクチャー ：「知っておきたい頭蓋骨形態の人種差」 田松裕一（鹿児島大学大学院歯学総合研究科解剖法歯学分野教授）	協議会・研修会等の実施 ○四者協議会 ○非常時連絡リハーサル ○死体懸案・身元確認業務等研修会 ○歯科保健医療体制研修会の伝達講習会 ○災害歯科保健医療体制研修会 ○法歯学研修会
第十管区 海上保安本部	・死因究明等業務に従事する職員の継続的育成及び、資質の向上	・各法医学教室における検視実務研修の実施 ・検視業務に係る実地研修の実施（県警検視官同行研修） ・関係機関と合同で開催する「死体検案・身元確認業務等研修会」、「警察歯科医会全国大会」等への参加	・各大学法医学教室における検視実務研修の実施 ・検視業務に係る実地研修（検視官同行研修）の実施による人材育成

団体名	死因究明等に関する課題	課題に関するこれまでの取組実績	課題に関する令和3年度の取組予定
県警	1 医師（警察検視医、かかりつけ医等）、歯科医師との研修会・訓練の実施 2 死体調査・検視に従事する警察官に対する教養の継続	1 医師（警察検視医、かかりつけ医等）、歯科医師との研修会・訓練の実施 (1) 死体検案・身元確認業務等研修会の実施（R2.11.14） 県医師会、県歯科医師会、海保等と共同して、標記研修会を実施した。同研修会は、Web中継を用いた遠隔地会場をつないだもので、特別講演、各機関の取組事例に基づいた事例発表、県保健医療福祉課から死因究明協議会における関係機関・団体の取組施策の発表等が内容であった。 (2) 桜島火山爆発総合防災訓練における多数死体の検視・検案等に関する訓練の実施（R3.1.9） 鹿児島市主催の標記訓練において、歯科医師等の協力も得て、災害における多数死体の検視検案・身元確認業務に関する訓練を実施した。 2 死体調査・検視に従事する警察官に対する教養の継続 県警察学校における専科教養「検視実務専科」、一線署員が短期集中的に本部検視官とともに現場同行する「検視官同行研修」のほか、各現場における検視官等の直接指導等を実施した。	1 各種研修会・訓練の実施・充実 死体調査・身元確認業務研修会の開催（秋頃） 各種訓練への参加（多数死体検視検案・身元確認業務要領） ・県防災訓練（本年5月開催予定も中止） ・桜島火山防災訓練（例年1月第二土曜日） ・鹿児島空港航空機事故救急医療訓練（本年10月頃、隔年実施） 2 現場警察官に対する多角的教養の実施 検視実務専科、検視官同行研修等のほか、各署に対する検視官による巡回教養等を実施し、現場警察官の執務能力向上を図る。
②死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備			
鹿児島大学	正確かつ精度の高い死因究明を行うためには、死因究明に関する専門的教育を受けた人材の確保及び死因究明に関する研究の蓄積が不可欠であり、教育及び研究を行う県内で唯一の機関である鹿児島大学大学院医歯学総合研究科法医学分野の人材及び設備の整備、充実が必要である。	① 研究・教育を行う教員を1名増員（令和2年7月1日より）。 ② 国内外で開催される法医学会関連の学会に参加することで、教職員の資質向上を図る（R2.9月開催の第104次日本法医学会学術全国集会・ポスター2題、R2.10月開催の第70回日本法医学会学術九州地方集会・口演2題）。 ③ 法医解剖室の改修工事に伴って学生のための見学スペース設置。 ④ 医学科4年の自主研究（必修）にて4名受け入れ、死後CT画像を利用した新たな身長推定式の研究を指導し、優秀発表賞を受賞した（令和元年から2年連続受賞）。	① 研究を行うための特任専門員を1名増員（令和3年4月1日より）。 ② これまでの取り組みを継続し、開催予定の法医学関連の学会に参加し、教職員の資質向上を図る（R3.9月開催の第105次日本法医学会学術全国集会・口演1題、ポスター2題登録済）。 ③ これまでの取り組みを継続し、科研費を継続的に獲得し、研究業績の増加、研究環境のさらなる整備を図る。 ④ 医学科4年の自主研究（必修）にて5名受け入れ予定。
④警察等における死因究明等の実施体制の充実			
第十管区海上保安本部	・保安部署の無い離島、保安部署から遠方での対応 ・死体取扱い業務に必要な資機材の整備などの予算確保	・検視実務研修を修了した担当職員の現場臨場 ・検視等を担当する職員の各部署への配置 ・死体取扱い業務に必要な資機材の整備（モルグ等）	・死体取扱い業務に必要な資器材（モルグ等）の整備と予算確保 ・大規模災害に備えた関係機関との更なる連携
県警	1 映像・画像伝送を利用した効率的かつ実効ある現場対応 2 死後CT受け入れ施設の拡充	1 映像・画像伝送装置の導入、各署への配分 (1) 画像伝送装置の導入・運用開始 警察庁から配分のあった携帯型画像伝送装置を全警察署（幹部派出所含む）に配分（概ね各署（所）1台）し、現場状況等を映像によりリアルタイムに確認可能となったことから、事件性判断の迅速化が図られる。 (2) 検視官の効率的な現場臨場 検視官臨場率はここ数年、離島を含む全県下において85パーセント前後で推移（全国平均81.2%）しているが、画像伝送装置を各署配分したことで、重複した現場の臨場選別、事件性の高い現場への早期臨場が可能となった。 2 医療機関に対する既往症照会の効率化・簡素化 既往症を含む死者の医療情報照会について、照会内容の基準（過去1年以上受診がない場合の聴取項目絞込み）を設け、その手続の簡素化を図った。	1 映像・画像伝送装置を利用した効率的かつ実効ある現場対応 伝送装置について、今後、機器の増大及び効果的な活用方法を整備すべく、必要に応じて予算を確保する。 2 死後CT受け入れ施設の拡充 特に腐乱、損傷死体の持込みによるCT撮影は県下各地においてなかなか撮影を受諾する医療施設が少ない。死因究明において死後CTは極めて有効な検査であることから、法の趣旨を果たすためにも死後CT受け入れ施設の拡充が不可欠である。

団体名	死因究明等に関する課題	課題に関するこれまでの取組実績	課題に関する令和3年度の取組予定
⑤死体の検案及び解剖等の実施体制の充実 ⑥死因究明のための死体の科学調査の活用			
鹿児島大学	高齢化に伴う高齢者の孤独死など、異状死体の取り扱い数が増加することが予想されている。また、令和2年4月1日より死因究明等推進基本法が施行されたことから、社会における、より質の高い死因究明の重要性の認識は一層高まっていると考えられ、今後、解剖数がさらに増加することが予想される。したがって、死体検案及び解剖等の実施体制の強化、実施に必要な科学的調査（諸検査）の充実が必要不可欠である。	① 令和2年度には死体検案171件、法医解剖117件を実施。 ② 法医解剖室の改修工事に伴って、解剖台1台（感染対策付き）を増設した。 ③ 死体検案、法医解剖の実施の効率化と研究活用を目的として、分野内ネットワークの構築と記録を一括管理するシステム（Autopsy and Inquest Records Aggregation system for KULM:AIRAK）を開発した（令和3年4月～運用開始）。 ④ 死因究明のための解剖（調査法解剖）の検査費用が不足していたため、実績を示すことで検査費用の増額に成功した。 ⑤ 2006年から県警の協力のもと実施している浴室内突然死（入浴死）の検視事例の疫学的調査結果を解析し、入浴死が発生しやすい環境気温を特定し、英文論文にまとめた（現在、投稿中）。論文受理後は、メディアに協力要請を行い、入浴死発生予防に向けた「入浴死警報」の発令を計画している。	① 死体検案数、法医解剖数のさらなる増加を図る。特に、新型コロナウイルス感染症及びそのワクチン接種に関連した死亡例に対して解剖実施を促進することで病態解明を目指す。 ② AIRAKの商品化を図り、全国の死因究明関連施設への普及を検討。 ③ 死後画像診断のさらなる普及のために、現行のCT装置（16列マルチスライスCT）より高性能の装置（64列マルチスライスCT）の設置を目指す（現在大学に設置のための予算を申請中）。異状死死因究明支援事業（厚労省）にも予算請求可能か？ ④ 薬毒物検査の検出率を上げるために、より高性能の分析装置（LC-MS/MS）の設置（確定事項）。
⑤死体の検案及び解剖等の実施体制の充実			
県医師会	1) 警察の検視業務に際し、死者の受診歴がある医療機関へ、警察から既往歴の照会があるが、担当の警察職員によって対応が異なるケースがあり、長期間受診のない医療機関にも照会があるなど負担が大きい。 2) 検案医の高齢化と人材が不足していることに加え、一部の検案医に業務が集中する傾向がある。処遇の改善も必要である。 3) 死体検案に際し、感染症の検査を行う法的な根拠がなく、検体採取の手順や費用負担を誰がするか責任の所在が明確でない。	1) 県警と協議し、照会日を基準として過去1年以内に受診がある場合とない場合に分け、既往歴照会項目を絞り込むこととした。 2) 県警と協議し、検案に立ち会った医師に対する謝金の運用変更を行い一定の処遇改善を図った。（令和3年4月から運用開始） 3) 新型コロナウイルス感染症を疑う死体の検案に関して、検案を行う際の統一的なルールを関係機関で協議・作成し、会員医療機関への周知した（令和3年3月から運用開始）。 ※別添、県医師会報5月号参照。	・死因究明等の公益性・重要性を周知していくとともに法医学者や死体検案を行う医師の処遇改善を図り、人材確保を行う。 ・検案医の連携を図るため、情報共有を検討する（了解の得られた検案医名簿を作成するなど）。 ・推進計画（14頁）に「厚生労働省において検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について、引き続き研究を行うとともに、研究成果をとりまとめ、地方公共団体へ還元する。」とあるが、これらの情報等を参考に検案医の更なる処遇改善を図る。
県警	1 警察検視医の更なる拡充・特定医師への検案負担軽減 2 承諾解剖の運用方法	1 検案立会医師への立会謝金の処遇改善 検案立会医師への立会謝金についての見直しを行い、時間あたりから1体当たりへの算定に変更するとともに、時間外、腐乱、遠隔地等の加算項目を設置し、その処遇を改善した。 2 警察検視医への再委嘱 各管内に居住又は勤務する医師に対する警察検視医への委嘱は、3年ごとに更新しているが、本年4月に県警本部長名での再委嘱を行った（警察検視医委嘱制度は平成9年から運用開始）。現在、県下において144人に対して委嘱し、県下各地で活躍いただいている。	1 警察検視医の更なる拡充・特定医師への検案負担軽減 現在、県内においては144人の警察検視医を委嘱しているが、高齢化（平均年齢62歳、最高84歳）に加え、検案が一部の医師に偏っている現状を踏まえ、さらなる警察検視医の確保に努める。 死者のかかりつけ医が検案に応じていただければ、死因特定に大きく貢献でき、「死因：不詳の内因死（病死だが病名が特定できないもの）」が減ることが見込まれる。 2 承諾解剖の運用方法 いわゆる承諾解剖（死体解剖保存法第7条に基づく行政解剖）については、ここ5年間の実績がない上、警察主体による解剖は司法解剖、死因も元調査法に基づく解剖（いわゆる「調査法解剖」）において対応可能であるため、担当部署の移管を含めた検討を行ってまいりたい。
⑥死因究明のための死体の科学調査の活用			
第十管区海上保安本部	・取扱死体に対する簡易薬毒物検査や死亡時画像診断実施のための予算確保	・取扱死体に対する簡易薬毒物検査や死亡時画像診断の確実な実施	・取扱死体に対する簡易薬毒物検査や死亡時画像診断の実施を徹底
県警	1 積極的な死後CTの実施 2 県費CT予算の継続的確保及び増額	1 県費CTの予算措置 本年度から、県費支出による死亡時画像診断費用が確保された。 2 検視時における必要な検査の実施 検視時における各種薬毒物の予試験検査（尿や血液、唾液による薬毒物試験）、体内物質の成分検査等の実施し、犯罪の見逃し防止を図った。	1 積極的な死後CTの実施 死因究明、遺族感情への配慮から、死亡時画像診断の積極的な実施を図るとともに当該受け入れ施設の拡充に努める。 2 県費CT予算の継続的確保及び増額 県費CTについても運用実績や実情を総括し、適切な予算額の確保と適正執行に努める。

団体名	死因究明等に関する課題	課題に関するこれまでの取組実績	課題に関する令和3年度の取組予定
⑦身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備			
県警	1 身元確認に資する歯科診療情報の標準化に係る事業の整備（県歯科医師会，県警察） 2 DNA型情報等の活用（県警察）	1 歯牙鑑定の積極的活用（県歯科医師会，県警察） 令和2年に24件の歯牙鑑定を実施21件の身元確認（3件は身元不明） 2 身元確認照会システムの効果的活用（県警察） 身元不明死体の歯牙鑑定結果のシステム登録 DNA型情報のシステム登録 身元不明死体及び行方不明者の身元確認に係る情報・資料の確実なシステム登録	1 歯牙鑑定の積極的活用（県歯科医師会，県警察） 令和3年4月に41名の警察歯科医を委嘱している。 身元確認業務に資する歯牙鑑定を積極的に活用する。 2 県歯科医師会に対する歯科診療記録の照会システムの確立（県歯科医師会，県警察） 身元不明死体の歯科所見に身元特定に資するような治療痕がある場合は，デンタルチャート（死後記録）を県歯科医師会へ照会し，個人特定できる照会システムの確立 3 身元確認照会システムの積極的活用（県警察） 身元不明死体，行方不明者のDNA型情報等のデータベースを整備する。
⑧死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進			
第十管区 海上保安本部	・遺族等に対するプライバシー保護に留意した適切な説明の実施	・遺族等に対するプライバシー保護に留意した責任者等による適切な説明の実施	・遺族等に対するプライバシー保護に留意した適切な説明を実施
県警	1 遺族に対するきめ細やか説明の実施 2 解剖結果の検案医への提供	○ 各種取扱において，遺族に対しては，現場状況，検視結果，死因，各種検査結果について，きめ細やかな説明を実施した。 また，検案医等に対する解剖結果の提供についても，部内規定に従い，適切に実施した。	1 遺族に対するきめ細やか説明の実施 遺族関係者に対しては，科学的検査の結果も踏まえ，必要に応じて画像や映像等により取扱結果の説明を行い，その心情に配慮し，不安の解消に努める。 2 解剖結果の検案医への提供 解剖医と検案医が異なり，解剖結果について検案医又は読影医に対して解剖結果を提供することが必要であると認められる場合は，部内の規定に従い，今後も適切な情報提供に努める。